

医療インバウンドに係る調査・実証事業

実証医療機関の選定

募集要項

令和7年10月

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

**医療インバウンドに係る調査・実証事業
実証医療機関の選定
募集要項**

1. 背景

政府では、令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において、海外活力の取り込みを通じた我が国の医療・介護産業の成長の観点を踏まえ、国際保健に戦略的に取り組み、医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開を進めることとしている。

医療の国際展開は、世界の医療需要を取り込むことにより、我が国の医療に対する更なる信頼性の向上、医療機関における財政基盤の強化、医療従事者の臨床技術の維持・向上、地方創生につながると期待されている。

一方で、医療インバウンドに取り組むに当たり、医療従事者の地域偏在等、日本を取り巻く状況の下、地域医療に配慮することが求められる。

このような背景・認識のもと、本事業では、諸外国及び日本における医療インバウンドに関する現状、関連法制度、課題、先進的な政府の政策や民間の取組事例、市場のニーズ等の調査を行い、これらの情報の分析に基づき、地域医療を担う日本の医療機関等における医療インバウンドの在り方・進め方（日本型医療インバウンド）を定義（仮説考察）し、効果的かつ持続可能な外国人患者の取り込み方法を検討した上で、実証事業を実施し、日本型医療インバウンドを確立・推進するための方策をまとめる。

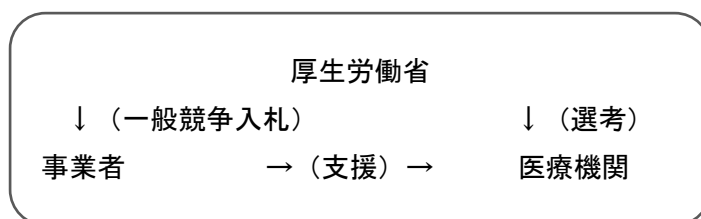
2. 事業の概要

厚生労働省では、医療インバウンドに係る調査・実証事業受託事業者（以下、「受託事業者」という。）に委託をして「1.」に示した背景のもと、諸外国及び日本における医療インバウンドに関する現状及び課題の調査を行っている。

調査・分析に基づき、地域医療を担う日本の医療機関等における医療インバウンドの在り方・進め方（日本型医療インバウンド）を定義（仮説考察）し、持続可能な外国人患者の取り込み方法を検討する。

受託事業者は、選定された医療機関に対して、資金の支出及び伴走支援を行いながら、各医療機関の具体的な課題を抽出し、解決策を検討・実践する中で、日本型医療インバウンドモデルの確立を目指す。

※参考：事業全体のスキーム



3. 医療機関の募集について

本事業の効果的かつ持続可能な外国人患者の取り込み方法の検討を踏まえ、医療インバウンドのあり方について検証するため、実証事業に参加する医療機関の募集を行う。

選定された医療機関は、自立的な外国人患者受入れの取組の実施に当たり、受託事業者より、資金の支出及び以下の取組等について伴走支援を受けることができる。

ア 各医療機関の課題の整理及び対応策に関する支援

受託事業者は、医療機関と定例打合せを行いながら、各医療機関における医療インバウンドの取組方針・目標、課題の整理や対応策に関する支援を行う。

イ 取組に関する目標の KPI の管理

医療機関は、医療インバウンドの目標や課題への取組に関する KPI を設定し、達成に向けて必要な取組を行うこととし、受託事業者は医療機関の取組に対する支援を行う。進捗に遅れがある場合、受託事業者は原因及び解決策を明確化し、医療機関との定例打合せの中で示した上、必要な対応を行う。

ウ 海外連携・販路の確保

受託事業者は、各医療機関のターゲットを確実に呼び込むための外国の医療機関、関係団体等との連携体制の構築（医療連携を含む）及び代理店等を活用した販路確保に関する支援を行う。

エ プロモーション

受託事業者は、各医療機関の医療インバウンドのプランを海外のターゲット向けに周知する際の必要な支援を行う。

オ 選定医療機関への資金の支出

本事業の目的に沿って行う医療機関の取組に対しては、1 医療機関につき 500 万円（税込）を上限として資金を交付する。医療機関は、別途厚生労働省が定める経理処理マニュアルに従って適切な経理処理を行うこととし、受託事業者は資金交付の対象となる経費の根拠資料の確認・管理を行い、厚生労働省の承認を得ること。承認後、事業終了時まで各医療機関への精算払いを行うこと。

ただし、本事業における実証事業は医療機関の自主的な取組であるため、事業期間内に各医療機関が行う全ての取組経費の上限を規定するものではない。

医療機関の選定に当たっての基本となる考え方は以下の通りである。

- ・ 日本型医療インバウンドの確立に向け、ターゲット層を検討するための調査、業務フローの見直しや改善、国内外へのプロモーション活動への参加等、実証事業に柔軟に対応する意欲があること。そのために、実証の企画内容や医療機関に支給される資金の使途については、厚生労働省や受託事業者と協議の上進めること。
- ・ 本事業に継続的に参画するために、医療機関全体で課題の抽出、解決に向けて取り組むことについて院内での合意形成がされていること。
- ・ 日本型医療インバウンドの確立に向けた実践を行う医療機関として、医療設備、外国人患者対応、診断・治療技術の水準が高いこと。
- ・ 医療渡航受診者（外国人）に対して健診のみではなく治療の実績を有すること。
- ・ 各医療機関の立地、医療資源の状況等を踏まえ、地域医療への影響に配慮していること。
- ・ 本事業終了後においても、自立して継続的な取組が期待できること。

4. 評価項目

医療機関での自立的な運営を重視した提案であることや、将来的な事業性確保に向けて踏み込んだ実証を行う提案であること。

1 事業推進体制

- 1.1 医療インバウンドを推進するために、複数の部門が連携して本事業の中で定期的に開催される定例会やイベント等に参加し、実証に取り組む体制が整備されていること
- 1.2 本事業のとりまとめや経理処理等を行う担当者が設定されていること
- 1.3 本事業における経費計画が適切に策定されており、かつ実現可能であること

2 医療資源

- 2.1 医療設備・診断・治療技術の水準が高く、日本を代表する医療資源を有すること
- 2.2 医療渡航受診者を対象とした医療サービスを提供しており、直近2年間に於いて年間10人以上の治療での受入れ実績があることが望ましい

3 医療インバウンド推進体制

- 3.1 院内全体で医療渡航受診者の受入れに取り組む方針が示されており、多職種

での連携体制が整備されていること

3.2 外国人受入れ推進に関する責任者及び担当者が複数名明確に定められていること

3.3 日本語以外の複数言語（英語、中国語等）に対応できる体制が整備されていること

3.4 医療渡航受診者を受入れる院内業務フロー（予約、受付、診療、会計等）が整備されていること

3.5 医療渡航受診者に対して経営上適切な価格設定をしていること

3.6 対象国への認知度向上策、集客策について具体的な提案があること

4 医療インバウンドの推進に向けた戦略

4.1 医療インバウンドの推進に向けて、中長期的に課題の認識や戦略が検討されていること

5. スケジュール

以下の通りに実証医療機関の募集を行う。応募方法の詳細は6（2）を参照すること。

- ・ 応募企画書の提出締切り：令和 7年 11月 14日（金）17時
- ・ 実証医療機関の決定： 令和 7年 11月 下旬頃を予定

6. 応募方法等

（1）応募企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に提出すること。

- ① 「医療インバウンドに係る調査・実証事業企画書」。企画書は、添付の様式を用いて、「4. 評価項目」に沿って作成すること。
- ② 「医療インバウンドに係る調査・実証事業経費計画書」。経費計画書は、添付の様式を用いて、「7. 対象経費」を参考に作成すること。
- ③ その他必要資料（任意提出）

（2）応募方法

① 提出方法

電子データをメールにて提出。メールの件名は「医療インバウンドに係る調査・実証事業企画書」とすること。

② 提出期限

令和 7年 11月 14日（金）17時

③ 提出先

提出先メールアドレス kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel:03-5253-1111（内線 2678、4458）

（３）選定結果の伝達

受託事業者が設置する選定委員会の審査に基づき事業実施医療機関を決定の上、受託事業者から提案医療機関に結果を通知する。また、厚生労働省ウェブサイト等において、事業実施医療機関名を公表する場合がある。

7. 対象経費

本事業における取組は、**補助金や交付金の類ではなく、厚生労働省における調査事業の一環として実施し**、取組によって得られた知見等について他医療機関へ広く横展開を行うものです。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

国費により負担する対象経費についての詳細は、次を参照してください。

(1) 取組において対象とする経費

対象経費の項目		概要
I 取組の費用	i. 人件費	取組に関する業務（企画・開発、実施、アンケート調査等）、取組に付随する業務（取組計画書・取組実施報告書の作成等）のために臨時で雇用する者（アルバイト等）の人件費。 人件費の算出に当たっては、貴団体等の給与規定等に則り、本事業に従事する時間数により算出してください。 なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、取組に従事する部分の人件費を計上してください（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）。 おって、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率※による按分計上が可能です。 ※取組に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要となる時間の配分率（%）。
	ii. 旅費	取組を行うために必要な出張等に係る経費。
	iii. 謝金	取組を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。 貴団体の謝金規定等に基づき計上してください（ただし、国の支出基準は超えないこと。）。
	iv. 広告宣伝費	取組内で行う、当該取組の発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS 運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。ただし、医療法の医療広告規制を遵守すること。
	v. 借料及び損料	取組を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
	vi. 消耗品費	取組を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。

		ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
	vii. その他諸経費	取組を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ～vi. のいずれの区分にも属さないもの。 例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料） 光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金） 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費
II.	再委託費	受託事業者との取決めにおいて、医療機関が取組の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
III.	一般管理費	取組を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I. 及びII. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

（２） 取組の対象となる経費の規模（国費による部分）

取組の実施において、国費により支弁する経費の規模については、1 医療機関当たり 500 万円（税込）を上限予定とします。また、採択件数の多寡や、採択過程における有識者委員会等の検討結果を踏まえた上で、金額を調整する可能性があります。

（３） 取組の委託に関する事項

医療機関に選定され、取組の一部を医療機関以外の者に委託する場合には、事前に厚生労働省及び受託事業者に可否を確認する必要があります。

また、取組の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の委任はできません。

（４） 取組の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業期間中及び事業完了後に厚生労働省及び受託事業者が精査し、事業完了後に医療機関へ支出する精算払いとなります。

次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

次のような経費は対象としません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ④ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ⑤ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ⑥ 医療機関における経常的な経費（医療機関の人件費（ただし、本事業のために臨時で雇用する者（アルバイト等）の賃金は除く。）及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ⑦ 取組の内容に照らし、医療機関において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他取組と無関係と思われる経費

（５）取組の経費計上期間（実施期間）

① 取組の経費計上期間（実施期間）

原則として、厚生労働省及び専門家により構成される有識者委員会によって事業採択が決定した後、受託事業者との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和８年２月２８日までを対象とします。取組の終了後、取組実施報告書を作成していただくこと、留意してください。

ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の実施について対象とする必要があると厚生労働省及び受託事業者が認めた場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外も取組を行うことは前提としないよう、留意してください。

② 取組に付随する業務の経費計上期間（実施期間）

取組の開始前に作成していただく取組計画書の作成に要する人件費等の経費も、受託事業者との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点のものからを対象とします。

また、取組の終了後の取組実施報告書の作成に係る経費も計上対象とする
ところ、その扱いについての詳細は、厚生労働省又は受託事業者から、選定
後に医療機関へ別途連絡します。

以上